

第5章 アメリカの公共図書館

1. 公共図書館の位置付けと機能

1. 地方制度と公共図書館の法的・制度的な位置付け

(1) 国と地方の関係、地方自治制度(州・県・市町村等)について

アメリカは50の州と首都機能をもつワシントン D.C. (コロンビア特別区) からなり、その他グアムなどの属領、プエルトリコや北マリアナ諸島などの連合地域をもっている。アメリカ大陸には、アメリカ・インディアンが先住していたが、1492年コロンブスが到着、1607年には英国が最初の植民地をヴァージニアに建設したことでアメリカの歴史ははじまっている。1840年から1930年までの間に約3,700万人、20世紀最初の10年間に900万人近くの移民が流入している。したがって、アメリカは多民族国家であり、時として人種差別などの不協和音も生まれるが、個人の自由を尊重する国として開放的で多様性に満ちた社会を構成している。民族構成は、アメリカの人口の過半数はヨーロッパ出身である。1990年現在、大きな民族集団としては、イギリス系が3,139万1,758人、ドイツ系が4,558万3,922人、アイルランド系が2,272万1,252人となっている。人種や出身国別の少数派の主な集団は、黒人(アメリカ人を親とする者、カリブ海地域出身者を親とする者の双方)、中国系、フィリピン系、日系、メキシコ系、その他南北アメリカ出身のヒスパニックなどである。主要言語は英語であるが、スペイン語、フランス語、ドイツ語、中国語、イタリア語を話す人口も多い。

州は、自らの領域内で自治権をもち、その州の自治権は憲法修正第10条で大まかに規定されている。また、自治権は連邦政府に委任されず、州に対してとくに禁止されていない権限は、州に留保されるとしている。



アメリカについての概要は以下のとおりである。

総面積（アラスカ・ハワイ含む）：937万 2,607k m²

本土：東北東の端から西南西の端まで…4,662 km

南南東の端から北北西の端まで…4,583 km

人口：25,823.3 万人

人口密度：27 人/k m²

首都：ワシントン D.C.

主要都市：ニューヨーク、ロサンゼルス、シカゴ、サンフランシスコ

主要民族：白人 83.9%、黒人 12.3%、ヒスパニック 9%、（アメリカ先住民 0.8%）

主要言語：英語（人種が多様であるため言語も種々混在）

主要宗教：プロテスタント 52%、カトリック 37%、ユダヤ教 5%

成人識字率：99%

地方制度は、各州によって多少の違いはあるが、州の下部組織として市町村、州の出先機関として郡が置かれている。

(2) 地方制度の段階（層構造）と、公共図書館のネットワークについて

1993年のデータには、全国に図書館は32,414館あり、政府関係、医療関係はもちろん、軍事、法曹関係の図書館や、特定の独立したコレクションのための図書館が存在することを示す統計がある。ただし、本報告で、公共図書館という定義に基づく図書館数は(5)で述べる9,129館(州立を除く/2001年データ)を基準とする。

公共図書館の設置・運営については各州が州法において定めており、図書館行政は州ごとに独立している。公共図書館ネットワークは、市町村立図書館の中央館・分館ネットワーク、郡図書館・市町村立図書館ネットワーク、州内の各公共図書館を結ぶネットワークなど、多層的な図書館システムが構築されている。2002年の調査によると、50州のうち47の州が電子的なネットワーク事業に関する計画または調査を行っており、そのうちの39の州が実際に運営を行っている。また、連邦政府の図書館サービス政策によっても、図書館間を電子的にネットワーク化する事業が重点事業化され、公共図書館同士でなく、学校図書館や大学図書館、専門図書館や、図書館以外の情報サービス機関とのネットワークの構築に取り組まれている。

(3) 公共図書館の設置・運営に関する関連法令の体系と設置運営主体について

連邦政府では、憲法上公共図書館の設置・運営に関する条項は置かれていない。各州が州の制定法において公共図書館の設置・運営に関する法的な規定を定めている。

連邦政府レベルで置かれている図書館に係る法令は、議会図書館、医学図書館、農学図書館等の国立図書館に関するものと、学校図書館、公共図書館、大学図書館等に関するものがある。前者は国立図書館の設置・運営に関する規定を含んだものである。後者は、図書館サービスの改善・向上を意図した連邦補助金交付事業の運営に関する規定を定めたものである。後者の事業を所管するのは、連邦政府教育省で、主に各州、各機関との関係窓口となっている。

公共図書館に関しては、現在「図書館サービス・技術法 (Library Services and Technology Act)」によって、連邦政府による公共図書館への補助金交付が実施されている。しかし、この法律(20USC§§9101—9109)の第2節第3款、第9163条にあるように、この法律は州や地方の図書館法または図書館条例の上位法として位置づけられるものではない。

第9163条（州および地方のイニシアチブ）

この節のいかなる規定も、図書館サービスを運営する州及び地方のイニシアチブ及び責任を妨げるものと解釈してはならない。図書館の管理、職員の選考、図書館の図書及び資料の選択並びにこの節の目的に合致する範囲内でこの節に基づき提供される資金の最善の使用に関する決定については、州及びその地方支分部局に確保されなければならない。

資料：外国の立法 221 (2004.8) p.87-114., 平野美恵子, 2003年博物館図書館サービス法

州においては、すべての州において、公共図書館の設置・運営に関する規定が置かれている。これらは州法（州の一般制定法）として置かれているものが多い。これらの法律は、「図書館」という見出しのもとに州の法令集や法典の独立した章にまとめられている。また、州によっては、これらの法律が地方自治法典ないし教育法典に収録されている。ひとつの法律で市町村および郡といったすべてのタイプの公共図書館をカバーするように構成されているものや、一方、地方自治体の区分ごとに別個の法律を置いているものもある。各州の法律は、その内容や形態において共通した点はあるが、同じものは存在しない。

州法で定められる内容は、主に、財源確保のための徴税に関する権限の付与と制限について、また図書館運営を管理するための機関の設置について定めたものが多い。

一般的な州の公共図書館法の例として、1947年に制定されたインディアナ州公共図書館法があげられる。州が定める図書館法の基本的な規定として、次の3点が挙げられる。

1. 州議会が地方自治体に対して、公共図書館設置の権限を賦与すること
2. 地方自治体の一部局、もしくは独立した行政体に対して、図書館目的のために課税する権限を与えること
3. 州の定める方法（地方自治体当局による任命もしくは人々の選挙によって選ばれる）によって構成された一定数、一定任期の図書館委員会による公共図書館の管理・運営方式の規定

州の下部組織である各自治体（郡や、市、町村など）は、州法の範囲においてそれぞれ条例や市民憲章を制定している。これらが、図書館の管理・運営を規定している場合が多い。

アメリカでは、もともと市民からの働きかけによって公共図書館が設置されてきた歴史的な経緯がある。現在でも、公共図書館の設置は地方自治体もしくは学校区や行政区などが独自の判断において行っている。これら設置機関の別および割合は下記(5)に挙げたとおりである。このことから、アメリカにおいて、公共図書館の設置・運営主体となっているのは、地方自治体であるといえる。

また公共図書館の政策決定にあたっては、行政機関である図書館委員会が関係している。図書館委員会は、任命ないし選挙によって選ばれた一般市民から構成される。19世紀後半から、地方自治体において行政委員会を採用することが広く行われ、保健委員会、公安委員会、消防委員会等とともに、公共図書館の管理運営も図書館委員会によって管理されるようになった。

州は、上記に述べたとおり、図書館の設置を希望する地方自治体に対して許可を与えている。また州政府レベルにおいては州立図書館を設置し、州全域の図書館サービス活動を展開している。

〈アメリカの公共図書館制度—連邦政府の関与の歴史的概観—〉

このように、州や地方の自治体において独自に運営されている図書館行政だが、今日にいたる公共図書館の発展において、連邦政府の果たした大きな役割がある。1956年に成立した図書館サービス法（Library Services Act）は、図書館のサービスの行なわれていない、または行なわれているが不十分である人口1万人以下の農村地域における図書館サービスの拡張をサポートするという目的で開始された。そしてそのために、連邦政府はこの法に基づいて議会で歳出が承認された連邦資金で、州への補助金交付事業を開始した。

制定当初、5年の時限立法であった図書館サービス法は、45年以上たった今日では、図書館サービス・技術法（Library Services and Technology Act）と法律題名を変えて実施されている。また、これまでの改正、修正の際に、時代の変化や社会状況に応じた内容の見直しが行なわれている。図書館サービス対象地域は、農村だけでなく、都市部にも広がり、図書館施設の建設に対しても補助金が支出されるようになった。また電気通信技術の発展に伴い、書誌ユーティリティの共有や図書館間をリンクする図書館システムの構築も盛んに行われた。図書館サービスの概念は、図書館来館者のみでなく、特別なサービスを必要とする人（老人や施設収容者、身体障害者、ネイティブ・アメリカン、英語を話すことができない移民者たち）へとその対象を拡大し、サービス内容も基本の図書館サービスからアウトリーチ、リテラシーと多様化し、時代ごとにサービスプログラムを拡大していった。現在では、インターネット等のテクノロジーを利用した情報へのアクセス提供に重点が置かれている。この連邦政府の補助金交付事業は、アメリカの公共図書館の発展に大きな影響を与えている。

このように公共図書館の運営に係る行政は、教育行政を所管する州政府のもとに地方の自治体が独自に行ないつつも、連邦補助金の利用を通じて、連邦行政の影響を受け、互いに関係しあっているものといえる。

(4) 公共図書館に対する国家レベルの体制と方針について

国レベルの公共図書館政策は、1956年の図書館サービス法制定以来、アメリカ連邦政府内、連邦政府教育省の教育調査・改善部図書館プログラム課が行っていた。同課において、図書館サービス法 (Library Services Act: 1956-1963)、図書館サービス・建設法 (Library Services Construction Act: 1964-1995) に基づく連邦補助金交付事業が実施されていた。1996年の法改正によって、図書館と博物館への補助金事業を統合した「博物館・図書館サービス法」が成立し、それに伴い補助金事業の管理運営および図書館関係の施策にかかわる業務を担当する「博物館・図書館サービス振興機関 (Institute of Museum and Library Services: IMLS)」が創設された。また、補助金交付対象も、公共図書館に限らず、あらゆる館種が対象となった。同機関は、連邦政府の独立行政機関に位置づけられている。

また、大統領の政策諮問機関として、全米図書館・情報学委員会 (National Commission on Libraries and Information Science: NCLIS) がおかれ、大統領に対する全米の図書館政策に関するアドバイスを رفتたり、10年ごとに開催される「図書館及び情報サービスに関するホワイトハウス会議」の実施機関の役割が与えられたりしている。

公共図書館の振興の原動力となっている国家戦略としては、1990年代のクリントン政権時にゴア副大統領によって推進された全米情報基盤事業 (National Information Infrastructure: NII)、情報スーパーハイウェイ構想が、現在の公共図書館政策の転換と推進の原動力となった。

情報スーパーハイウェイ構想において、2001年までに全米すべての教育機関、医療機関、家庭において光ファイバーケーブルによる双方向通信を可能にするという目標を掲げた。また、NII事業の具体的指針として発表されたNII行動アジェンダにおいて、政府の果たす役割・目標として「情報のセキュリティとネットワークの信頼性の保障」「知的財産権の保護」など9項目を掲げた。その中に「ユニバーサル・サービス概念の拡大」がおかれ、「経済的、身体的、地理的な条件に左右されることなく、国民の誰もが負担可能な料金で優れた通信・情報サービスにアクセスできる」とある。1994年9月のNII進行状況報告において、公共図書館は、「ユニバーサル・サービスの担い手」として明確に位置づけられた。

NII事業に基づいて、学校や図書館にかかるインターネット・プロバイダへの通信費用負担を軽減する目的で、ユニバーサル・サービス基金 (USF) によって通信料金を20~90%割引くE-Rateプログラムが1998年から実施されている。

2. 公共図書館の数

(5) 地方自治制度の段階別の公共図書館数 (分館・サービス拠点を含む) について

〈地方自治体の公共図書館〉

2001年度現在、アメリカでは50州とコロンビア特別区で9,129館の公共図書館がある。うち7,352館が直接公共サービスを実施する図書館 (分館、ブックモービルを含む)、1,776館が分館など複数のサービス窓口を持つ図書館である。1館は郵便を利用した貸し出しサービスのみをおこなっている図書館である。公共図書館サービスの提供の割合は全人口の97%に達している。

設置機関別の図書館設置数及び割合 (2001年度)

設置機関		図書館数	割合
Municipal government	地方自治体	4,993	54.7%
County/parish	郡/行政区	976	10.7%
City/county	市/郡	90	1.0%
Multi-jurisdictional	総合司法区域	492	5.4%
Nonprofit association of agency libraries	非営利団体	1,359	14.9%
School district	学校区	775	8.5%
Other	その他	135	1.5%
合 計		9,129	100.0%

〈州立図書館〉

2002年度現在、アメリカでは50州とコロンビア特別区で137館の州立図書館がある。うち中央館が47館、分館が70館、ブックモービルが20台となっている。分館の数は各州とも1~2館のところが多い。ワシントン州は18館の分館があり、州政府内への援助を重点的に行っている。テネシー州は12館の分館、12台のブックモービルを持ち、広域サービスに力を入れている。

(6) 地方自治制度の段階別の公共図書館設置率について

19,429ある市町村(ミューニシパル)に対して市町村立図書館は4,993館であるから、設置率は25.7%となる。

(7) 複数の自治体にまたがる図書館ネットワーク、コンソーシアム等について

〈図書館ネットワーク等〉

図書館どうしを結ぶ図書館ネットワークは、電子的な通信ネットワークの発展に伴ってその数を増やしている。現在では全国の公共図書館の77.2%が図書館ネットワークのシステムに参加している。

〈データベースの利用・提供について〉

州立図書館においては、50州すべてにおいてオンラインデータベースへのアクセスを実現している。図書館が保有する電子的なアクセスの形態としては、CD-ROM ユニオン・カタログを提供しているのが7州、テルネット接続が21州、ウェブ・ベースのユニオン・カタログ(国外、国内、州内、州間、地域)の提供が47州、その他が12州であった。

2002年度のデータベースのライセンスにかかる経費は、以下のとおりである。

データベース・ライセンスにかかる経費

区分	連邦	州	その他	合計
支出額	14,709,000	36,979,000	1,476,000	53,164,000
負担割合	27.7%	69.6%	2.8%	—

注：IMFの *International Financial Statistics Yearbook 2004* より、2002年平均で1ドル=125.39円。

3. 公共図書館サービスの基本理念、原則について

(8) 図書館に対する一般国民の意識、公共的な文化施設としての認識の状況

近年、図書館を取り巻く環境の変化の話題の中心となっているのが、インターネットやデジタル情報の取り扱いである。また、アメリカでは、性別、年代のほかにも人種や所得による違いも大きい。

ベントン財団は、図書館員に向けて、社会において図書館が重要な役割を担うための社会的な関心について明確にすることを目的として、全米の18歳以上の成人1,015人を対象に電話インタビューを実施し、その調査結果を1996年9月に発表した。Buildings, Books, and Bytesというこの調査報告書において、図書館に対するアメリカ国民の意識や、将来の図書館サービスのニーズが述べられている。以下がその概要である。

アメリカ国民が将来の公共図書館に求める役割は、デジタルと本や紙媒体の情報資源を結びつける複合的な役割や、人々が情報を発見するために、本を読み、借りることができ、またコンピュータを利用することができ、そしてオンライン・サービスを利用することができる場所であることであった。また、これ以外に「非常に重要である」図書館の役割として、特に子どもや老人を対象としたサービスが求められている。回答の多い順では、児童サービス(83%)、新刊購入(72%)、図書館建設・修繕(65%)、自分のコンピュータを持たない子どもや老人のためのコンピュータおよびオンライン・サービスの提供(60%)であった。具体的には子どものための読書の時間を設けることや、コンピュータを持たない子どもや老人のための情報アクセス機会の提供および、図書館員による支援を行う等となっている。

年代別にみると、18歳から24歳の若年層において、図書館の利用が活発ではなく、また図書館建設や改修に積極的ではないという傾向がみられる。またこの世代は、同じ金額を支出するならば、公共図書館運営に当てられる税金よりも、個人用のパーソナル・コンピュータ関連に使用するほうがよいと考えている。他に、25歳から34歳までの層で、コンピュータを所有しない者への情報アクセスを提供するサービスが重要であると回答したものは73%で、他のグループより高い結果となったのに対して、55歳から64歳の世代ではわずか30%であった。

高齢者層では、上記の若年層に比べて図書館によるコンピュータ・サービス提供は必要であると考えている。

性別にみると、女性よりも男性のほうが、図書館サービスに関するすべての面で消極的な傾向が強い。例えば、上記児童サービスについて、女性の79%が「非常に重要である」と回答したのに対して、男性は65%となっている。男性、女性がほぼ同率であったのは、図書館と自宅のコンピュータとのリンクの設置や、図書館におけるコンピュータ機器の購入およびオンラインアクセスの提供などの、コンピュータ関連のサービスであった。

マイノリティは、「情報を持たざるもの (Information Have-Nots)」と呼ばれる人々へのコンピュータ・サービスの提供を好ましいと考え、同時に図書館建設、増税、図書館によるデジタルサービスの提供を強く支持している。

低所得者層では、コンピュータ・スキルの習得について、わからないことを友人に聞くという回答が最も低く、デジタル情報トレーナーとしての図書館員に特に関与の機会が多い層であることが見込まれる。

デジタル世代にとっての重要な公的支援の役割を担う施設として、図書館はより重要なものとなるとの回答が40%、これまでと変わらないという回答が38%であった。また約20%は図書館の重要性は低下すると回答した。これは1995年の調査時から2倍に増加した。パーソナル・コンピュータを持つ割合が高くなるにつれて、図書館を重要でないと感じる傾向がみられることから、今後デジタル化社会が進むにつれ、この傾向は拡大していくことを示唆している。

人種別に見られた傾向として、マイノリティは一般に図書館サービスに資金を支出することについて、白人より強い関心がみられた。例えば、図書館がコンピュータを持たない人々への機器の提供およびオンライン・サービスの提供を行うことについて、「非常に重要である」と回答したのは白人で57%であるのに対し、アフリカ系アメリカ人、ヒスパニックの回答はそれぞれ76%、86%と高くなっている。

自宅のコンピュータから図書館の情報へアクセスを実現させるための資金の分配について「非常に重要である」と回答したのは、白人43%、アフリカ系アメリカ人62%、ヒスパニック65%であった。

図書館をコミュニティのミーティング・スペースとするための資金を提供すべきであると回答したのは、ヒスパニック58%に対して白人33%、アフリカ系アメリカ人39%であった。

この調査では、家庭の収入と教育が、図書館におけるコンピュータおよびオンライン・サービスへのアクセス提供のあり方に関連があると述べている。

〈調査のまとめ①〉

アメリカ国民は、デジタル図書館のコレクション、アクセス、サービスを支持している。

○アメリカ国民は、情報スーパーハイウェイのトレーナーおよびナビゲーターとしての図書館員の役割をはっきりとは認識していない。

国民の85%が、「コンピュータや、オンライン・サービスをつうじた情報の発見を手助けする」サービスを非常に重要であると考えている。しかし、国民のうち、インターネットや他のオンライン・サービスを通じて情報を探そうとする場合、図書館を利用すると答えた人はわずか10%であった。最も多かったのは、「知っている誰かに聞く」が41%で、他の選択肢であった「本を買う」「コンピュータの販売店に行く」「雑誌を読む」「オンライン・コンピュータ・サービスを利用する」などより高い割合を示した。ただし、女性と高齢者は、他のグループと比べて、コンピュータ技術を習得するための講義・講習

の受講に高い関心が示された。女性の 20%、高齢者の 25%がこの方法を選択すると答えている。

○アメリカ国民は、図書館がコンピュータを持たない人を対象としたサービスを提供するべきであると見ている。

実にアメリカ国民の 85%が、コンピュータを持たない子どもと高齢者にコンピュータおよびオンライン・サービスを提供することが重要であると考えている。このサービスは重要度の 4 位にランクされた。このサービスは、個々人にとっても地域にとっても重要であると考えられている。これは、情報を持たざるものためのセーフティ・ネットとしての図書館の概念が広く一般に支持されていることを示している。

〈調査のまとめ② 図書館建設〉

アメリカ国民は、公共図書館を建設し、維持することに有用性を感じている。女性は男性に比べて図書館建設をより好意的に感じている。また白人に比べて、アフリカ系アメリカ人、ヒスパニック系住民のほうが図書館建設等にかかる費用の支出を支持している。

〈調査のまとめ③ 住民によるコミュニティ・センターとしての公共図書館支援〉

70%の回答者が、図書館が地域の活動センターとしての地域の団体や公的な活動に対して会議室や講堂を提供することは重要であると答えている。しかし、実際に地域における有用な施設のアンケートでは、図書館は学校 (32%)、地域レクリエーション・センター (28%) につぐ 16%で、ランクは 3 番目になっている。

「あなたにとって重要な図書館サービスはなんですか？」 調査結果

(単位：%)

区分	非常に重要	重要	それほど重要でない	重要でない	わからない
1. 子どもを対象とした読書の時間または児童プログラム	83	12	2	3	1
2. 新しい図書や印刷資料の購入	72	19	5	3	1
3. 公共図書館施設の修繕・保守・建設	65	25	5	5	1
4. コンピュータを持たない子どもおよび高齢者へのコンピュータおよびオンライン・サービスの提供	60	25	8	6	1
5. 図書館員による、コンピュータやオンライン・サービスをつうじた情報検索の手助けを行う場の提供	58	28	9	5	1
6. 自宅のコンピュータから図書館の情報へのアクセスを可能にする	46	32	10	8	3
7. コンピュータ機器を購入し、それをつうじた情報およびオンライン・サービスへのアクセスを提供する	42	34	12	9	3
8. 会議室や講堂を開放し、地域団体や公的な活動に利用する	34	36	17	12	1
9. ショッピングモールやコミュニティセンター等の公共の場にコンピュータを設置し、そこから図書館の情報にアクセスできるようにする	19	28	22	29	2

資料：ベントン財団 *Buildings, Books, and Bytes* 調査報告書 <<http://www.benton.org/publibrary/kellogg/buildings.html>>

(9) 公共図書館サービスの基本理念、一般原則について

〈基本理念〉

アメリカでの公共図書館サービスの基本理念としてあげられるのは、「図書館の権利宣言」である。これは、アメリカ図書館協会で 1939 年に採択された、図書館利用者の知的自由を守るための基本方針である。全国の公共図書館に適用される宣言とされている。その他、この宣言を守るための義務を定めた「職業倫理に関する声明」が作成されている。「図書館の権利宣言」では、「アメリカ図書館協会は、すべての図書館が情報・思想の交流の場であり、以下の基本方針が、図書館サービスの指針となるべきであるということを確認する」として、6 つの項目が挙げられている。①著者の出身、経歴、見解を理由とする資料排除の禁止、②党派や主義を

理由とする資料排除の禁止、③検閲の禁止、④表現の自由や思想の抑圧に抵抗する個人・団体との協調、⑤個人の出身、年齢、経歴、見解を理由とする図書管理用の拒否・制限の禁止、⑥個人・団体への展示スペースや集会室の公平な提供、である。

〈無料の原則〉

アメリカでは、早い時期から公教育が普及した。そして、アメリカにおいて公教育は無料であることが原則とされていた。公共図書館は、公教育を終えた人々の受け皿となる役割を担う社会教育機関となることが期待されていた。そのため、公共図書館設置・運営は公費でまかなうという「無料の原則」の考えが定着した。

〈法的な位置づけ〉

これら理念や原則の法的な位置づけは、大きく分けると次のとおりとなる。合衆国憲法上では、修正第一条の表現の自由が前出の「図書館の権利宣言」の根拠となる。「無料の原則」については、教育に関する行政を所管する州において、州の議会が制定する法律に定められる。州の下部組織である地方自治体は、州の制定法の範囲において、郡制委員会や市の参事会等が条例を定める。その後、各図書館の規則を制定する権限を与えられた図書館委員会等の行政委員会が行政法を定める。

(10) 著作権の保護、図書館の公共貸与権、出版社への保障などについて

〈図書館における著作権〉

アメリカ著作権法（1976年法）では、第106条で著作権者に著作物に対する排他的権利が与えられている。しかし、第107条から第122条に、その排他的権利への制限をもうける規定がある。図書館に関するものには、第107条のフェア・ユース（公正使用）による排他的権利の制限と、第108条の図書館および文書資料館による複製による制限が挙げられる。第107条のフェア・ユースにあたるかどうかの判断は、①使用の目的および性質、②著作物の性質、③使用された部分の量および実質性、④著作物の潜在的市場または価値に対する影響の4点から判断される。この4点を考慮し、フェア・ユースであることが認定された場合、著作権の侵害にはならないことになる。図書館における第107条と第108条は、「原則的に著作物の使用に関しては、著作権法の第107条のフェア・ユースによって規定されているが、図書館・文書資料館における複製に関しては、著作権法の第108条で定められている」という関係である。このような条項により、「複製または頒布が、直接または間接に商業的利益を目的としていない」こと、「当該図書館の蔵書が、公衆に対して開放され、または当該図書館に関する研究者のみならず、専門分野での調査を行なうその他の者に対して、利用可能とされている」こと、「著作物の複製または頒布に著作権表示を含める」ことが図書館に対する免責の条件となっている。

〈公共貸与権について〉

現在アメリカでは「公共貸与権」が存在しない。しかし、過去には公共貸与権を制定しようという動きがあった。

1983年11月、メリーランドの上院議員（senator）のマチアス（McC. Mathias）が、公共貸与権は公共図書館と読者にマイナスとならずにアメリカ合衆国で成立させることができるかどうか検討するための委員会を設置するために、S.2192を提案した。法案のタイトルは、1983年の図書の公共貸与に関する全米委員会法（National Commission on the Public Lending of Books Act）であった。それは、議事運営の上院委員会（Senate Committee on Rules and Administration）に付託された。議案の提案のなかで、マチアスはそのコンセプトは新しくなく、当時10か国で仕事の公債（public loans）のため著者を補償するためのシステムがあると分かった。「作者の作品の非営利貸出目的において、作者を補償するための著作権法改正の望ましい状況と実現可能性について検討し提言するための委員会を設立する法案」（“A bill to establish a commission to study and make recommendations on the desirability and feasibility of amending the copyright laws to compensate authors for the not-for-profit lending of their works”）と名付けたS.658は、司法委員会に付託された。マチアスは、議会に、アメリカの状況のなかで公貸権を評価する必要性の巧妙なガイダンスを与える

ための委員会を提案した。しかし、この議案についてヒアリングは開かれなかった。マチアスがリタイアして以来これまで、公共貸与権の新しい推進派は前面に登場することはなかった。

ドイツは著作権法の一部として公貸権を制定した唯一の国であるが、原則は伝統的に著作権の問題だと考えられている著作権のある作品の使用に焦点がおかれている。アメリカ著作権法のもとでは、ファーストセール・ドクトリンは、作品の最初の販売にのみ著作権使用料に対する権利を著作権保持者に与える。その販売後に、著作権所有者は、作品の管理をそれ以上はしない。いいかえれば、複製の所有者は、著作権者にさらなる著作権使用料を払わずに、それを売るかもしれないし、手放すかもしれないし、壊すかもしれないなどということである。何年も、この原則に例外は全く存在しなかった。しかしながら、著作権法の 1984 年のレコード貸与権の改正は、録音物のレンタルについて、ファーストセール・ドクトリンを制限することによって著作権法の 109 条を改正した。改正規定は、著作権使用料が支払われるように、レコードやテープがレンタルされる前に著作権所有者による許可を要求する。この規定を根拠として、現在でも、著作権者は、レコードがレンタルされるたびに追加の著作権使用料を請求する懸念が皆無ではない。1990 年のコンピュータ・ソフトウェア・レンタル改正法の制定は、さらに 109 条を改正した。重要な免除は、私的な借用、非営利な貸し借り、非営利な図書館や教育機関におけるレコードの再生に存在する。これらの法令は、ファーストセール・ドクトリンに免除を明言し、最後に公貸権立法に道を開く可能性がある。

(11) 貸出開始時期を遅らせるなどの著作者への配慮について

前項を参照されたい。

(12) 個々の公共図書館の使命（ミッション・ステートメント）について

個々の図書館のミッション・ステートメントに関する統計調査はみられないものの、一般的に広く公表されているようである。これらは、公共図書館の規模によらない。また、ミッション・ステートメントの内容から、利用者に向けた情報アクセスの提供、生涯学習支援といったサービス提供機関としての役割を意識している傾向がみられた。

以下に、サービス人口規模別にミッション・ステートメントの事例を挙げる。

○カムデン公共図書館（メイン州）〈5 万人以下〉

「カムデン公共図書館は、地域の文化的・知的センターです。フレンドリーな雰囲気の中かで、印刷体、電子的な資源、文化活動、プログラム、サービスをつうじた知識と生涯学習のために、ユニバーサル・サービスを提供します。また、教育、情報、レクリエーション等の地域のニーズに貢献するために、他の地域団体と協力します。」

○ニュートン郡図書館（ジョージア州）〈5-10 万人〉

「ニュートン郡図書館は、子どもから成人まで、地域住民の情報、教育、レクリエーション、文化的ニーズに応えるため、資料とサービスを提供します。読書と学習を奨励するために、多様な資料をそろえます。」

○ガリー市公共図書館（カリフォルニア州）〈10-25 万人〉

「ガリー市公共図書館は（中略）、地域の変化するニーズと関心に対応します。また、地域、地方、国の情報資源へのコンタクト・ポイントを提供します。」

○シカゴ公共図書館（イリノイ州）〈50 万人以上〉

「私たちはすべての人々の読書の楽しみと生涯学習の継続を歓迎し、支援します。共に協力し、情報への平等なアクセス、本をつうじたアイデアと知識、プログラムその他情報資源を提供することに努めます。私たちは、読書、学習、発見の自由を信じています。」

(13) 地域社会の情報ニーズの定期的な調査などについて

図書館に関する調査は、各段階で行われている。連邦政府教育省の全米教育統計センター（National Center for Education Statistics: NCES）で図書館に関する統計調査が行われている。

地域社会や、図書館利用者のニーズを捉えるための利用者調査については、各州または各図書館で独自に行われている。インターネット上でみることのできる利用者調査に、ライブラリー・リサーチ・サービスのウェブサイトがある。（<http://www.lrs.org/usersurveys.asp#public>）

ミネアポリス公共図書館の電子資源利用者調査（<http://www.mplib.org/electsurvey.asp>）では、図書館のウェブサイトを通じたサービス提供を向上する目的で、利用者のオンライン調査を実施した。調査項目は年齢、性別、郵便番号、職業を聞く項目と、ウェブサイト訪問頻度、利用目的、ウェブサイト利用時の職員の援助の有無、ウェブサイトの今後についての質問項目が置かれている。

2. 公共図書館の運営・経営の体制

1. 設立主体と運営主体の状況と管理運営・経営の責任体制と経費負担

(14) 公共図書館の整備や運営費の負担について

〈基本的な制度—州と地方自治体—〉

アメリカでは、大半の州が図書館に関する法律を置き、設置運営、組織、財政などに関する規定を設けている。その規定に基づき、公共図書館は州の下部組織である各自治体の財源によって運営されている。図書館の財源となるのは、大きく分けて売上税などの一般歳入の一部を充当するもの、目的税として財産への課税を行い、財源とするもの（通常税率は評価額の 1/1000 程度であり、ミル税と呼ばれる）、公共図書館が課税権を有し、図書館を管理する評議会が管轄区域内の財産等に課税して財源とするものの 3 つがある。

すべての州で、政府内に図書館行政を担当する部署が設置され、州内の公共図書館に対する資金援助事業が行われている。

50 州及びコロンビア特別区の図書館行政担当部局の図書館行政部局の位置づけは、次のとおりとなっている。

州政府内部局	49 州	
単独機関として設置	16 州	
部局の一機関として設置	33 州	（教育省 12、文化資源省 4、国務省 5、その他 12）
立法府	2 州	（アリゾナ、テネシー）

〈連邦政府による公共図書館援助—図書館サービス・技術法—〉

連邦政府は 1956 年に図書館サービス法を制定して以来、連邦資金の補助金交付事業を通じて全国の公共図書館サービスの水準向上に寄与している。管轄は従来連邦政府教育省が担当していたが、1996 年からは連邦政府独立行政機関として設立された博物館・図書館サービス振興機関が図書館サービス・技術法（1956 年の図書館サービス法に連なる改正法となる）の運営、およびこの法に基づく連邦資金の管理を行っている。

2004 年 12 月 8 日付けでブッシュ大統領の署名により 2005 会計年度予算が成立した。

予算総額は、2 億 4,067 万ドル（日本円で 260 億 3,809 万円）（Congressionally Directed Grants の 39,889 ドルは含まず）で、このうち 2 億 595 万ドル（日本円で 222 億 8,173 万円）が図書館事業に関する予算分となる。プログラム別の内訳は、次のとおりである。（日本円換算については 2004 年の為替相場の年平均値、1 ドル＝108.19 円として算出。）

連邦政府の図書館関係予算額 (単位：千ドル)

区分	金額	割合 (%)
州への定額補助金	160,704	78.0
ネイティブ・アメリカンへの図書館サービス	3,472	1.7
全国リーダーシップ補助金	12,301	6.0
21世紀の図書館員の強化	22,816	11.1
管理運営経費	6,658	3.2
総額	205,951	100.0

(15) 図書館の建設整備に PFI など、民間資金活用の試みについて

公共図書館が全面委託されるアメリカ初のケースとして、国立国会図書館が発行している「カレントアウェアネス」(1999年4月20日 No.236)に事例が報告されていた。

その内容は、米国カリフォルニア州南部のリバーサイドカウンティは、25の分館からなるその図書館システムの運営を、86年もの間リバーサイド市に委託してきた。しかし、両者の関係は1997年6月をもって終止符を打ち、リバーサイドカウンティは新たに公開入札により1997年9月1日からLSSI (Library Systems & Services Inc.) 社に運営を全面委託した。

LSSI は収集・整理・業務機械化等の図書館業務の受託業者で、これまでも米国議会図書館の逐次刊行物目録の遡及変換や、スミソニアン博物館の索引作成等を行ってきた。今回の契約は2年間にわたり各年535万ドルでリバーサイドカウンティの図書館を運営するというもので、公共図書館が全面委託される米国初のケースとなった。

リバーサイド市への委託が解消された背景には、厳しい財政難があった。1993年以降、州政府がカウンティへの補助金を大幅に削減した。さらに、財産税が図書館から学校に振り向けられたため、カウンティの図書館予算は1,000万ドルから600万ドルへと40%も削減されたからである。

委託契約締結後、LSSI はまず、100人を越える現在の職員を現在の給与で引き続き雇用すると発表した。さらに、図書購入予算を14万4,000ドルから18万ドルに増やし、また、利用時間の延長も打ち出した。こうした業務の増大に対応するために、職員も増員した。

リバーサイドカウンティは館の経営を適切に監督するために、いろいろ配慮している。まず、館長職を設け、前リバーサイド市立図書館長を起用した。彼は契約が正しく履行されているか監督し、また、カウンティ、州、LSSI 間の調整役として活動することになった。また、ロビンソン (Charles Robinson) 前ボルチモア・カウンティ公共図書館長をはじめとする専門家からなる委員会が、LSSI の運営計画に対し助言を行う。予算面からは、630万ドルの図書館関係予算のうち、100万ドルはカウンティが保有し、館長の給与や施設維持費等のために支出される。

このような契約のもと1年が経過した現在、状況はどのようなのであろうか。

契約事項の多くは予定通り実行されている。利用者・行政当局からは、開館時間の増加、職員の増員等について良い評判を得ている。利用者にとっては「より利用しやすくなるのであれば、その運営主体には大きな関心はない」という状況である。業務委託に反対であった職員達も、この一年で多くの前進があったことを認めている。

しかし、民間への委託が成功したと見るのは時機尚早である。例えば、開館時間は増加したとはいえ、どうにか開いているという程度である。根本的な点では問題が解決したとはいえないのである。

現在のところLSSI は図書館運営に積極的であり、ミシガン州マンローカウンティ公共図書館の前館長をリバーサイドカウンティ図書館担当の責任者に任命したほか、さらに幾つかの図書館と運営委託の契約を結び、リバーサイドカウンティをそのモデルケースと位置づけている。しかし、今後、現在の契約では企業として業務が維持できなくなった時、あるいは、単に契約を延長しなかったらどうなるのか等の不安は残されたままである。

委託先は図書館専門業者であり、輝かしい経歴を持つ専門職員が経営に関与するなど、民間委託といっても、図書館の専門性に対する配慮はわが国とは桁違いである。しかし、そのようなケースですら、委託の正否は未だ結論が出ていないというべきであろう。

この事例に関して、2004年12月13日現在でLSSI社のウェブサイトを確認したところ、同社はリバーサイドカウンティ公共図書館のほかにこれまで8州12機関の委託を手掛けていることが確認された。

(<http://www.lssi.com/6c.html>)

(16) 公共図書館の運営を民間に委託することについて

前項を参照されたい。

(17) 各段階の公共図書館の経営・運営の責任者について

公共図書館の業務の運営に当たっての責任者は、図書館長となる。また、地方行政組織内の位置づけによって、公共図書館の上位機関となる部局は異なる。多くの場合は、教育局もしくは首長部局に位置づけられる。また、公共図書館の運営を規定する条例や憲章の決定については、地方議会がその権限を持つ。

館長職の募集については公募とするケースが多い。図書館長の選任については、図書館委員会が選任にあたる場合や、地方公務員法が適用され、その規則によって選任される場合がある。

公共図書館の経営・運営に対して監督を行うのは、しばしば図書館委員会（他、理事会、評議会等と訳されることもある）とよばれる行政委員会である。図書館委員会は通常、職員、財政、建設の常任委員会を置いている。図書館委員は、州の図書館法によって規定された方法で選出される。選出方法は、選挙、市参事会もしくは市長による任命による場合が多い。イリノイ州、ミシガン州、ニューイングランドの町村では、選挙によって選出する方法をとっている。

多くの州において、委員会のメンバーは3～9名からなる。委員会に認められる権限には、一般的なものとして(1)開館時間、過料一覧表、非居住者へのサービスなどの事項を含む、図書館の運営・管理について規則を制定すること、(2)図書館建物の新築と維持についての契約、(3)人口増減その他の社会的変化の状況を勘察し、地域社会の図書館に対するニーズを明らかにすること、(4)PRプログラムを策定すること、(5)他の図書館との相互貸借協定を含め、サービスを拡大する適切な諸方法について意思決定をすること、(6)あらゆる図書館資料の選択・購入に関する手続きを承認すること、(7)給与表および職務分掌方針を確立すること、(8)寄付の受け入れについて定め、建物に名称を与えること、(9)職員の福利厚生について配慮すること、(10)予算案の作成に当り図書館長を支援し、それに承認を与え、さらに必要な資金を獲得するための措置をとること、(11)州および連邦レベルの図書館立法を研究するとともにそれを支援すること、(12)当該地方自治体に属する他の職員および行政委員会と協力すること、(13)当該図書館委員会の運営に関する規則を採択し、これを印刷物として最新のものにたもつべきこと、がある。また、図書館の財産に関する権限は、一般的に地方自治体に付与されると考えられている。

(18) 館長の経営手腕を評価するシステム、監督者が重視する評価項目について

館長の評価については、各図書館によって異なる方法がとられている。たとえばウィスコンシン州では、公教育部図書館・技術・地域学習課によって”Trustee Essentials: a Handbook for Wisconsin Public Library Trustees” (2002) が出されている。「管理者の評価」に示されている評価項目は、以下のとおりである。

(<http://www.dpi.state.wi.us/dpi/dltcl/pld/pdf/handbook.pdf>)

1. 利用可能な資源を用いて、効率的で有効な図書館サービスを提供しているか。
2. 館長として地域住民に好感を持たれているか。住民は図書館に来るのを楽しんでいるか。
3. 図書館の予算執行および報告は適切か。
4. 他のスタッフとのコミュニケーションが図られているか。指導者としての力量。
5. 図書館の利用は増加しているか。増加していないとしたら、なぜか。
6. 新規事業に対して、積極的・創造的に関わっているか。
7. 評議会に対して必要な情報を提供しているか。
8. 年次計画、長期計画の目的達成のために努力をしているか。

同時に、評議会が管理者の評価を行う際の注意事項として、管理者自身による自己申告の機会を与える必要

があることが述べられている。

ウィスコンシン州以外の同様な評価方法が、ヴァージニア公共図書館評議会ハンドブック (<http://www.lva.lib.va.us/whatwedo/ldnd/govadmin/trustee/Personnel.pdf>)、ネブラスカ評議会ハンドブック (<http://www.nlc.state.ne.us/libdev/trustee/toc.html>) など、各機関で作成されている。

2. 図書館運営に関する年間経費の総額と資金負担の状況

(19)各段階の公共図書館年間予算総額と、1館当りの平均年間予算額について

〈地方自治体の公共図書館〉

○年間運営予算総額

2001年度の公共図書館総運営予算は、全国(50州およびコロンビア特別区)で82億2,261万9,000ドル(日本円で9,992億9,489万円)となっており、資金源の内訳は連邦4,725万5,000ドル(0.6%)、州10億4,676万6,000ドル(12.7%)、地方63億5,508万9,000ドル(77.3%)、その他7億7,350万9,000ドル(9.4%)である。

全国の公共図書館9,129館を平均すると、1館当りの予算額は約90万ドル(日本円で1億938万円)である。

国民1人当りにすると、約30ドル(日本円で3,646円)となる。30ドルの資金源の内訳は連邦0.17ドル(0.6%)、州3.82ドル(12.7%)、地方23.2ドル(77.3%)、その他2.82ドル(9.4%)である。

人口規模別に見ると、次表のとおりとなる。サービス対象人口の規模の小さい公共図書館ほど、運営予算に占める連邦資金およびその他の寄付等による収入の割合が高くなる傾向がある。

サービス人口規模別公共図書館運営予算額

(単位：千ドル)

区分	資金源の内訳(下段は割合(%))					1館当り	図書館数
	総額	連邦	州	自治体	その他		
1,000,000人以上	1,223,127 100.0	6,742 0.6	112,994 9.2	962,085 78.7	141,307 11.6	50,964	24
500,000～1,000,000人未満	1,305,229 100.0	4,424 0.3	208,331 16.0	982,867 75.3	109,606 8.4	25,101	52
250,000～500,000人未満	945,567 100.0	5,207 0.6	124,049 13.1	747,162 79.0	69,149 7.3	9,953	95
100,000～250,000人未満	1,321,809 100.0	10,370 0.8	156,790 11.9	1,057,493 80.0	97,155 7.4	4,042	327
50,000～100,000人未満	1,061,174 100.0	6,460 0.6	161,587 15.2	808,315 76.2	84,812 8.0	1,692	541
25,000～50,000人未満	985,264 100.0	4,354 0.4	131,967 13.4	762,291 77.4	86,552 8.8	1,079	913
10,000～25,000人未満	865,724 100.0	4,384 0.5	102,321 11.8	659,223 76.1	99,795 11.5	490	1,767
5,000～10,000人未満	297,110 100.0	2,227 0.7	33,212 11.2	221,189 74.4	40,481 13.6	206	1,443
2,500～5,000人未満	122,637 100.0	1,349 1.1	9,454 7.7	90,998 74.2	20,836 17.0	94	1,305
1,000～2,500人未満	74,374 100.0	1,368 1.8	4,497 6.0	49,859 67.0	18,650 25.1	46	1,621
1,000人未満	20,605 100.0	370 1.8	1,563 7.6	13,607 66.0	5,065 24.6	20	1,041
全体	8,222,619 100.0	47,255 0.6	1,046,766 12.7	6,355,089 77.3	773,509 9.4	901	9,129

地方自治体の独自の財政のみでは、安定した図書館運営を行うことが困難な状況となっており、州や連邦政府からのサービス面、財政面での支援は不可欠なものとなっている。また、公的資金以外からの寄付等による収入も伝統的に図書館の貴重な財源となっている。そのような私的な機関からの図書館援助の代表例として、ビル&メリнда・ゲイツ財団が実施する「ライブラリー・オンライン!プロジェクト」があげられる。

(<http://www.gatesfoundation.org/default.htm>)

○支出経費

2001年度の公共図書館支出経費は、全国（50州およびコロンビア特別区）で75億7,164万5千ドル（日本円で9,201億8,202万円）となっている。内訳の割合は人件費64%（国民1人当たり支出額17.7ドル）、資料費15.2%（国民1人当たり4.19ドル）、その他20.8%となっている。（本項の日本円換算については2001年の為替相場の年平均値、1ドル=121.53円として算出。）

〈州立図書館〉

○運営費

2002年度の州立図書館の運営費は、全国（50州およびコロンビア特別区）で610万6千ドル（日本円で7億6,563万円）となっている。州と連邦の負担割合は、連邦が36万9千ドル（6.0%）、州が564万6千ドル（92.5%）、その他9万2千ドル（1.5%）となっている。

○支出経費

2002年度の州立図書館の支出経費は、全国（50州およびコロンビア特別区）で3億858万ドル（日本円で386億9,285万円）となっている。内訳は、人件費56.5%（1億7,449万3千ドル）、資料費8.1%（2,494万6千ドル）、その他35.4%（1億914万1千ドル）となっている。（本項の日本円換算については2002年の為替相場の年平均値、1ドル=125.39円として算出。）

(20) 自治体の負担額と広域自治体、政府の補助金、民間の寄付の額や比率について

(19)を参照されたい。

(21) 人件費・図書購入費・建物設備維持費の3つの年間支出の割合について

(19)でも触れたが、地方自治体の図書館の支出経費の内訳は、人件費64.0%、資料費15.2%、その他20.8%である。州立図書館の場合は、人件費56.5%、資料費8.1%、その他35.4%となっている。建物設備維持費については「その他」に含まれると考えられる。

3. 図書館サービスについて**1. 利用者数と開館時間****(22) 公共図書館の年間利用者総数について**

2001年度の調査によれば、1年間の図書館来館者数はのべ11億8,772万3,000人となっている。国民1人当たり年間4.3回図書館に来館していることになる。

(23) 図書館のサービスエリアの人口に占める割合（利用者登録率）について

サービスエリアの人口規模別に利用者登録率をみると、100万人以上では平均36.2%であるが、100万人未満のところでは、登録者率は約50%となっている。サービスエリアの人口が少なくなるほど登録率が上がり、5万人未満の地域では60%を越えている。

(24) 利用者の年齢・性別・利用目的などの内訳について

利用者の年齢や性別等についての全体的な統計は見られない。

オレゴン州 Tigard 公共図書館での登録者の年齢に対する調査では、18歳以下が9%、19～25歳が8%、26～40歳が26%、41～60歳が39%、60歳以上が16%となっている。参考までに、地域ごとにみた全体の年齢分布の平均は、5歳未満は約7%、17歳未満は約14%、65歳以上は約12%となっている。

(25) 夜間開館および開館時間数について

22%の図書館が、開館時間を週当たり 40～49 時間としており、最も多い開館時間数となっている。70 時間以上開館している図書館は 1.2%である。

10 年前と比べると、開館時間は伸びている傾向が見られている。

地方自治体図書館の週当たり平均開館時間 (単位：%)

区分	10時間未満	10～19時間	20～29時間	30～39時間	40～49時間	50～59時間	60～69時間	70時間以上	全体
開館時間	3.2	8.8	17.7	20.3	22.0	16.3	10.4	1.2	9,129

州立図書館では、10 州で月曜日から金曜日にかけて午後 5 時以降も開館している。土曜日と日曜日に開館している図書館は 11 州ある。土日の合計開館時間は、多いところでは 12 時間のところがある。

2. 蔵書数および貸出数**(26) 各段階の公共図書館の蔵書数の規模について**

地方自治体公共図書館の蔵書総数は、およそ 767,055,000 冊である。概略は次のようになっている。

- ・ 図書資料は、1 人当たり 3 冊。最も多い州はメイン州で、1 人当たり 5 冊。最も少ないのはアリゾナ州で 1.7 冊となっている。
- ・ 音楽資料は、人口 1,000 人当たり 125 点。最も多い州は、オハイオ州の 301 点である。少ないのはアーカンソー州で 43 点である。
- ・ 映像資料は、人口 1,000 人当たり 92 点。最も多いのはオハイオ州で 239 点。少ないのはアーカンソー州で 39 点である。
- ・ 逐次刊行物は、人口 1,000 人当たり 7 点。最も多い州は、バーモント州 14 点、少ないのはテネシー州で 3 点となっている。
- ・ 電子資料は、全国で人口 1,000 人当たり 9 点となっている。

地方自治体公共図書館の媒体別所蔵数 (単位：点)

区分	総数	1館当たり	人口千人当たり
図書資料	767,055,000	84,024	3,000
音楽資料	34,259,000	3,753	125
映像資料	25,168,000	2,757	92
逐次刊行物	1,960,000	215	7
電子資料	2,324,000	255	9

資料：映像資料については、National Center for Education Statistics.

“Public Libraries in the United States: Fiscal Year 2001”. E.D.TABS. (online),
available from <<http://nces.ed.gov/pubs2003/2003399.pdf>>, (accessed 2004-12-19)

サービス人口規模別にみた蔵書数は次表のとおりである。全国の地方自治体の公共図書館 (9,129 館)のうち、蔵書数 10,000 冊以上 25,000 冊未満を示した公共図書館が、全体の 31.6%と最も多い。人口規模と蔵書数はある程度比例しており、次のようにいうことができる。

- ・ 5,000 人未満の公共図書館 (3,967 館) では、蔵書数は 25,000 冊未満が多い。
- ・ 5,000 人以上 25,000 人未満の公共図書館 (3,210 館) では、蔵書数は 25,000～10 万冊が多い。
- ・ 25,000 人以上 25 万人未満の公共図書館 (1,781 館) では、蔵書数は 5 万～50 万冊が多い。
- ・ 25 万人以上 50 万人未満の公共図書館 (95 館) の 52.6%は、50 万～100 万冊の蔵書を持つ。
- ・ 50 万人以上の公共図書館 (76 館) では、半数以上が 100 万冊以上の蔵書を持つ。

サービス人口規模別にみた公共図書館の蔵書規模（図書および逐次刊行物コレクション）（単位：％）

区分	5,000冊未満	5,000～10,000冊未満	10,000～25,000冊未満	25,000～50,000冊未満	50,000～100,000冊未満	図書館数
1,000,000人以上	0	0	0	0	0	24
500,000人～1,000,000人未満	0	0	0	0	0	52
250,000人～500,000人未満	0	0	1.1	0	1.1	95
100,000人～250,000人未満	0	0	0.6	0.3	1.2	327
50,000人～100,000人未満	0.2	0	1.5	1.8	14.8	541
25,000人～50,000人未満	0.2	0.3	2.5	11.1	44.1	913
10,000人～25,000人未満	0.1	1.0	11.4	40.8	39.2	1,767
5,000人～10,000人未満	0.5	2.4	37.1	49.8	9.9	1,443
2,500人～5,000人未満	1.6	9.3	66.4	21.5	1.1	1,305
1,000人～2,500人未満	5.1	31.1	58.7	5.1	0	1,621
1,000人未満	21.7	49.1	28.5	0.6	0.1	1,041
全体	3.7	13.1	31.6	21.1	14.7	9,129

区分	100,000～500,000冊未満	500,000～1,000,000冊未満	1,000,000～2,500,000冊未満	2,500,000～5,000,000冊未満	5,000,000冊以上	図書館数
1,000,000人以上	0	0	41.7	33.3	25.0	24
500,000人～1,000,000人未満	0	21.2	59.6	17.3	1.9	52
250,000人～500,000人未満	21.1	52.6	22.1	2.1	0	95
100,000人～250,000人未満	83.5	12.8	1.5	0	0	327
50,000人～100,000人未満	81.3	0.4	0	0	0	541
25,000人～50,000人未満	41.7	0	0	0	0	913
10,000人～25,000人未満	7.5	0	0	0	0	1,767
5,000人～10,000人未満	0.2	0	0	0	0	1,443
2,500人～5,000人未満	0	0	0	0	0	1,305
1,000人～2,500人未満	0	0	0	0	0	1,621
1,000人未満	0	0	0	0	0	1,041
全体	13.7	1.2	0.7	0.2	0.1	9,129

一方、州立図書館における図書および逐次刊行物コレクションの蔵書数は、図書資料 2,259 万 9,850 点、音楽資料 18 万 1,974 点、映像資料 14 万 454 点、逐次刊行物 2,951 万 7,365 点となっている。図書資料の一番多い州はニューヨーク州の 253 万 6,680 点である。各州の内訳は、NCES (National Center for Education Statistics) の“State Library Agencies Fiscal Year 2002”によりわかる。

州立図書館の所蔵数（単位：点）

区分	図書資料	音楽資料	映像資料	逐次刊行物	政府資料
総数	22,599,850	181,974	140,454	91,200	29,517,365
1館当り	164,962	1,328	1,025	666	215,455

(27) 蔵書の内訳について

成人向け、児童向けといった内訳のわかる全国規模の統計データは見られなかった。ただし、約 290 万人の人口を持つ、イリノイ州シカゴ市のシカゴ公共図書館では、一般図書約 63%、児童図書約 37%となっている。

(28) 各段階の公共図書館別の蔵書の年間受け入れ冊数について

年間受け入れ冊数および蔵書の廃棄についての統計は見あたらないが、全国公共図書館蔵書数について 1999 年から 2001 年の年次比較をすることで、蔵書の動向を推測することができる。図書館数が増加しているため、各資料の総数から蔵書動向の正確なデータを読み取ることはできないが、1 人当たりもしくは千人当りの資料数は大きく増加していない。(19)より資料費が 1 館平均 126,070 ドル (7,571,645,000 ドル÷9,129 館×15.2%＝126,070 ドル、日本円で 1,532 万円) であることを勘案すると、受け入れと廃棄が計画的に行なわれていることが推測される。(日本円換算については 2001 年の為替相場の年平均値、1 ドル＝121.53 円として計算。)

区分	所蔵数 (千点)					人口1人当り蔵書数 (点)				
	図書資料	音楽資料	映像資料	逐次刊行物	電子資料	図書資料	音楽資料	映像資料	逐次刊行物	電子資料
1999年	747,482	29,522	19,304	1,886	1,337	2,800	112	74	7	5
2000年	760,513	31,889	22,132	1,944	1,651	2,900	120	83	7	6
2001年	767,055	34,259	25,168	1,960	2,324	2,800	125	92	7	9

公共図書館蔵書総数の経年変化

(単位：千点)

(29)各段階の公共図書館別の蔵書廃棄の実態について

(28)で触れたとおり、蔵書の年間廃棄についての統計は見あたらない。

(30)各段階の公共図書館別のデータベース保有率、平均保有件数について

全国公共図書館 9,129 館における電子媒体（CD-ROM、磁気ディスク等）の総数は 232 万 4,000 点（1 館当たり 255 点）であり、人口 1,000 人当たり 8.5 点である。

(31)書籍・雑誌などの媒体別の年間貸出数について

統計のあるのは図書資料貸出数のみである。国民 1 人当たりの年間貸出冊数は、6.53 冊となっている。1 人当たりの貸出冊数が最も多い州はオハイオ州で約 14 冊、これに対して少ない州はミシシッピ州で約 3 冊である。

年間貸出数

貸出総数（千点）	1館当たり（千点）	1人当たり（点）	図書館数
1,789,927	196.1	6.5	9,129

(32)映画フィルム、DVD、CDなどの媒体別の所蔵・貸出状況について

地方自治体の公共図書館 9,129 館の音楽資料は 34,259,000 点（1 館当たり 3,753 点）、映像資料は 25,168,000 点（1 館当たり 2,757 点）となっている。

一方、州立図書館に関しては、音楽資料は 181,974 点、映像資料は 140,454 点となっている。1991 年の同様の調査と比べた場合、図書資料と逐次刊行物の蔵書数の変化は小さいが、オーディオ資料とビデオ資料の蔵書数は大きな伸びが見られる。

3. 図書館の各種サービス**(33)図書館サービスに関する情報提供の方法について**

2004 年にインフォメーション・トゥデイ社が出したアメリカ図書館リスト “American Library Directory” を見ると、ほとんどの図書館に URL が書かれていることから、図書館のウェブサイトを持っていることがわかる。ほとんどのウェブサイトでは、Web-OPAC を公開しており、図書館外から蔵書の検索をすることが可能となっている。

(34)インターネット等外部からの蔵書の有無、閲覧・貸出状況の確認について

(33)を参照されたい。

(35)地域情報の収集の状況について

前述の American Library Directory には各図書館で収集している特別コレクションの内容が記されている。それによると、その地域に関する資料を収集しているところもあるようである。

(36)地域内の大学等の諸機関との連携について

全体的傾向のわかるまとまった資料は見られない。

図書館システム法が制定されたイリノイ州では、他館種図書館との協力計画が開始されているという事例がある。それによれば、1971 年に最初の他館種図書館協力組織が設立され、1973 年から 1975 年にかけて、州立図書館は、公共図書館システムに対し、大学図書館、専門図書館、学校図書館の公共図書館システムへの参加を要請するように奨励し、多くの図書館が公共図書館システムに参加した。1984 年に、公共図書館システムが多館種図書館システムへの移行を認める新しい図書館システムが通過した。

(37) 障害者向けの図書館サービスの全国的なシステムや媒体の整備状況について

州レベルで行なわれているサービス窓口の総数 137 カ所のうち、視覚および身体障害者へのサービスは 57 カ所である。1 州当りでは 1～3 カ所のところが多く、中でもテネシー州は 25 カ所と大変多い数となっている。

州レベルのサービス窓口の箇所数（一般向けサービスと障害者向けサービス）

区分	中心的サービス	その他のサービス (ブックモバイルを除く)	ブックモバイル	合計
一般向けサービス	46	33	20	99
障害者向けサービス	32	19	6	57
全体	47	70	20	137

連邦議会図書館では、身体障害者のための全米図書館サービス (National Library Service) を実施している。同図書館では、身体障害者用の資料（点字図書、本・雑誌を録音したテープやレコード等）を作成して全米の公共図書館に配布しており、利用者に貸出している。

連邦議会図書館では、サイト上で上記サービスにかかわる情報提供を行っている。

- ・ 盲目・身体障害者のための全米図書館サービス (<http://www.loc.gov/nls/>)
- ・ 身体等に障害のある人々のための特別サービス FAQ (<http://www.loc.gov/access/faqs.html>)

(38) 在留外国人の母語に対応した図書の配備状況について

外国人サービスの状況であるが、さまざまな人種の人々が暮らしている国であるという社会的背景もあり、外国人サービスというよりも多文化サービスということが適切であると思われる。そこで、多文化サービスの状況について記す。（以下は、小林卓「図書館の多文化サービス」を参考にまとめた。）

(<http://homepage3.nifty.com/musubime/document/long.htm>)

〈サービスの発展経緯〉

図書館の多文化サービスの概念は、1960-70 年代以降、北アメリカおよび北西ヨーロッパ諸国、オーストラリアなどの国々を中心に発展してきたというように、多文化が混在する地域で発展してきた。アメリカで発展した社会的背景としては、アメリカの公民権運動の進展とそれに引き続く各マイノリティ住民の民族意識の高揚などが挙げられる。

こうした流れにともない図書館ではその国のマジョリティの言語／文化を主流としてきた従来のサービスから、地域社会の文化的多様性を反映したサービスが積極的に提唱、実践されるようになり、多文化社会サービスは現在の図書館サービスを考える上での重要な要素の 1 つとして捉えられるようになっている。

〈サービスの意義〉

図書館の多文化サービスの根底に流れる理念としては以下のことがあげられる。

- (1) すべての住民に対して公平で平等な図書館サービスが提供されるべきであるということ。
- (2) マイノリティ住民が自らの言語、文化を維持・継承し、発展させる権利を保障するための 1 つの機関として図書館は位置づけられるということ。
- (3) 多文化、多民族共生社会におけるマイノリティ、マジョリティ住民の相互理解を促進するために図書館は住民を援助することができるということ。

(1)については、まず図書館の多文化サービスのひとつの有力な根拠として、「外国人もまた納税者である」という視点をあげることができる。これは、欧米などの文献によく書かれていることであるが、税金によってなりたつ公立図書館は納税者の必要に基づくべきであり、そこに現在の公立図書館のひとつの存在理由がある。だとすれば、納税者である在住外国人にもまた公立図書館の利用の便がはからなければならない。これは、恩恵ではなく、正当な権利として享受されるべきものである、というのがその主張である。

(2)については、現在の日本ではマイノリティ住民のこうした権利を明記した法律は見受けられないが、国際

的な条約等においてはマイノリティ住民の文化、言語の維持、発展に関する権利が認められるようになってきている。

(3)については、マイノリティ住民はマジョリティ住民によって差別され迫害をうける傾向が、国を問わずに存在するという厳しい現実を認識することが必要である。これはマイノリティ住民の側の問題ではなく、差別、迫害を行うマジョリティの側の問題であり、マジョリティ住民が変わらなければこの現実は解消されない。異文化理解はまずマジョリティにこそ必要とされるものである。

アメリカ合衆国におけるマイノリティ住民への図書館サービスの歴史をまとめたS・スターン氏は以下のように述べている。“図書館はアメリカ人がコミュニティ、親密性、価値の感覚の強化を望む際、頼りにする生活の糧の1つである。移民への共感の感覚を提供し、偏見を排除し、マイノリティ住民の自己決定を援助し、マイノリティ集団どうしあるいはマイノリティとマジョリティの間のより多大な協力を推し進めることにより、図書館はアメリカ合衆国における多元主義の重要なセンターとしての役割を強化しつつある”。

図書館の多文化サービスは、ひとえにマイノリティ住民のためだけのサービスではなく、マイノリティ、マジョリティ双方が共生する地域社会における図書館をより豊かで魅力的なものにしていくサービスである。

〈資料の収集〉

資料収集における分担に関しては、「アメリカのオークランド市では、各マイノリティ集団の集住地域に応じて、ラテンアメリカ分館（ヒスパニック住民対象）や、アジア分館（アジア系アメリカ人対象）が設けられ、奉仕対象地域の住民に資料を提供すると同時に自治体内における図書館、図書館以外の機関に対するエスニック・リソース・センターの役割を果たしている」という事例がある。

(39)子どもの読書活動の振興や読書指導の状況について

全国的には、児童資料の貸出は6億5,390万件あり、児童プログラムへの参加者数はのべ5,180万人となっている。

児童プログラムでは、小さい子ども向けのものでは、子どもが飽きないようにゲームや映画を組み込んだおはなし会などを行なうなど、年齢にあわせたプログラムを組んだ取り組みがされている。

サービス人口規模別にみた図書館児童プログラム参加者数は以下のとおりである。

児童資料貸出数および児童プログラム参加者数

児童資料貸出件数 (件)	貸出全体に対する割合	児童プログラム参加 (人)	図書館数
653,938,000	36.5%	51,800,000	9,129

サービス人口規模別にみた公共図書館の児童プログラム参加者数

区分	参加者数 (千人)	公共図書館数 (館)
1,000,000人以上	5,559	24
500,000人～1,000,000人未満	6,094	52
250,000人～500,000人未満	5,335	95
100,000人～250,000人未満	8,647	327
50,000人?100,000人未満	6,953	541
25,000人～50,000人未満	6,466	913
10,000人?25,000人未満	7,248	1,767
5,000人～10,000人未満	2,923	1,443
2,500人～5,000人未満	1,316	1,305
2,500人未満	955	2,662
全体	51,800	9,129

たとえば、サンフランシスコ公共図書館で実施している児童向けプログラムには以下のようなものがある。

- ・ 幼児や小学校低学年の児童をひざに乗せ、本を読んであげるサービス
- ・ みんなで楽しむいろいろな国のお祭
- ・ 児童の作品、図画、ブック・マークなどのコンテスト

- ・ビデオ・ショウ
- ・人形劇
- ・チェス・トーナメント
- ・PTA との集い
- ・学校の先生とのお茶の会

特に、子ども向けの読書プログラムは、全国 1,500 館を対象にした調査によれば、ほぼ 100% の図書館が規模の大小にかかわらず実施していた。小学生を対象としたプログラムには読書会、ストーリーテリング、サマー・リーディング・プログラムがある。

一方、インターネットの普及などによって子どもを取り巻く環境に変化が起きているため、これまでの伝統的な児童サービスに加え、新しい取り組みが試みられているが、この例としては、インターネット・アクセス研修、ホームワーク支援、自宅学習児童へのサービス、乳幼児へのサービス、家族・両親へのサービスなどがある。

(40) その他各種事業（映画会など）の実施状況について

公共図書館で行われるマイノリティ、高齢者向けプログラムの現状はわからない。データは古いですが、次のような調査は過去に行われていた。

高齢者向けサービス（1984-86年調査／593館対象）

館内プログラム			館外プログラム			特別サービス		調査対象館数
映画	講義	朗読	映画	講義	朗読	成人基礎教育	英語能力教育	
153	117	100	137	51	134	37	120	593
25.8%	19.7%	16.9%	23.1%	8.6%	22.6%	6.2%	20.2%	100.0%

マイノリティ向けプログラムの有無（1986年）

区分	プログラムあり		プログラムなし		マイノリティの構成比	調査対象館数
	図書館数	構成比	図書館数	構成比		
北東部	89	13.8%	555	86.2%	13.6%	644
南部	155	9.8%	1,425	90.2%	21.6%	1,580
中西部	104	10.5%	884	89.5%	11.2%	988
西部	156	15.6%	846	84.4%	18.5%	1,002
全体	504	12.0%	3710	88.0%	—	4,214

4. 図書館職員の状況

1. 職員数、資格制度、研修等

(41) 公共図書館の職員数（専任・兼任・非常勤の別など）について

地方自治体の公共図書館 9,129 館における 2001 年現在の総専任職員数は、13 万 3,455 人である。司書とその他職員の内訳は次のとおりである。

専任の職員数（2001年）

区分	職員数	構成比
司書	44,427.5	33.3%
うちALA-MLS有資格者	30,093.7	22.5%
その他職員	89,028.0	66.7%
合計	133,455.5	100.0%

注：ALA-MLS とはアメリカ図書館協会認定の Master of Library Science のこと。次項に詳細。

司書配置率は、ジョージア州、メリーランド州で 100%となっており、続いてフロリダ州が 95%、カリフォルニア州が 94.4%となっている。最も司書配置率が低いのは、州内 272 の公共図書館のうち 244 館に司書が不在となるネブラスカ州である（司書配置率 10.1%）。公共図書館 9,129 館のうち、ALA-MLS 有資格司書をおく図書館は 4,072 館であり、全体の 44.6%である。ALA-MLS 有資格率は司書のうち 67.7%、総職員に占める有資格率は 22.5%である。

次表は人口規模別にみた司書配置状況である。人口 25 万人以上の都市に設置されている公共図書館の司書配置率は 100%である。人口規模 1 万人未満から、司書配置率は大きく低下し、1,000 人以下の図書館の場合 3.5%となっている。

サービス人口規模別にみた司書配置状況 (単位：館)

区分	司書配置館	司書配置率	図書館数
250,000人以上	171	100.0%	171
100,000人～250,000人未満	326	99.7%	327
50,000人～100,000人未満	520	96.1%	541
25,000人～50,000人未満	823	90.1%	913
10,000人～25,000人未満	1,246	70.5%	1,767
5,000人～10,000人未満	592	41.0%	1,443
2,500人～5,000人未満	225	17.2%	1,305
1,000人～2,500人未満	133	8.2%	1,621
1,000人未満	36	3.5%	1,041
全体	4,072	44.6%	9,129

一方、州立図書館についてみると、50 州およびコロンビア自治区の州立図書館・州政府図書館行政機関の総職員数は、3,689 人である。うち常勤職員数は 3,441 人となっている。男女比は男性 30.3%、女性 69.7%である。ALA-MLS 認定の有資格率は、総職員数に対して 30.7%となっている。

州立図書館及び州政府図書館行政機関における常勤・非常勤別の職員数 (単位：人)

区分	常勤			非常勤			合計		
		男	女		男	女		男	女
職員数	3,441	1,057	2,348	248	64	184	3,689	1,121	2,568
うちALA-MLS 有資格者数	1,097	291	806	35	1	34	1,132	292	840
	31.9%	27.5%	34.3%	14.1%	1.6%	18.5%	30.7%	26.0%	32.7%

(42) 司書資格の難易・給与との関係、年間司書資格取得者数と就職者数について

〈資格の難易〉

アメリカ図書館協会 (American Library Association: ALA) が図書館情報学修士課程に対し認定を行い、それら認定校の学位が図書館員となる際の条件となっていることはよく知られている。2004 年 2 月現在でこれらの ALA 認定校は 56 校存在し、その内訳は合衆国内 48 校、プエルトリコ 1 校、カナダ 7 校である。

(http://www.ndl.go.jp/jp/library/lis_research/lis_rr_035.htm)

入学には、大学卒業資格と一定以上の成績を必要としている。また、図書館での実務経験も大切とされている。司書の職務はサービス内容、資料の形態に応じて細かい分業体制が整えられており、専門的な技能が求められているといえる。

〈職員の初任給〉

アメリカ図書館協会に認可された図書館情報学の学校を 2002 年に卒業した卒業生で、図書館の常勤職員となった者の初任給は以下のとおりである。性別による給与額の差が見られ、男性の方が高い給与を与えられている傾向がみられる。男性と女性の給与平均の差は 2,836 ドルである。男性は情報技術部門、女性はサービス部門で働いていることが多い。

2002年の新卒配置人数および常勤職員の初任給 (単位:人、ドル)

区分		北東部	南東部	中西部	南西部	西部	カナダ
配置人数		310	185	304	86	116	1
報告数		283	182	230	84	113	1
	男	77	29	57	13	29	—
	女	206	153	173	71	84	1
低	男	21,500	24,288	15,000	27,000	30,000	—
	女	16,000	11,000	17,500	22,651	20,000	34,966
高	男	75,000	70,000	87,500	48,000	75,000	—
	女	73,000	58,000	76,000	58,000	80,000	34,966
平均値		38,394	34,434	37,307	35,343	41,950	34,966
	男	40,282	36,621	39,484	38,225	42,664	—
	女	37,866	34,017	36,504	34,815	41,704	34,966
中央値		36,000	33,717	35,015	35,000	40,000	34,966
	男	38,297	33,000	38,000	39,000	40,000	—
	女	36,000	33,940	34,850	34,000	40,000	34,966

注: カナダ1名含む。

IMFの *International Financial Statistics Yearbook 2004* より、2002年平均で1ドル=125.39円。

(参考) カリフォルニア州の市、郡の自治体の初任給比較 (1987-1988年) (単位:ドル)

職業	給料 (月額)	職業	給料 (月額)
医師、外科医	4,492	消防士	2,411
弁護士	3,427	正看護婦	2,390
心理学者	2,993	ソーシャル・ワーカー (修士をもつ)	2,292
薬剤師	2,985	ライブラリアン	2,156
警察官	2,467		

注: IMFの *International Financial Statistics* より、1987年平均で1ドル=144.64円。

(43) 公共図書館現職職員の研修プログラムについて

アメリカでは、現職職員の研修は、各州・各自治体がそれぞれ自主的に行っている。さらに、全国的な専門職団体であるアメリカ図書館協会において、現職職員の継続教育を目的としたさまざまな研修が行われている。国立国会図書館が実施した『図書館調査研究レポート NDL Research Report』「No.3 図書館職員を対象とする研修の海外の状況調査」によれば、研修活動は ALA の組織全体で横断的に行われており、研修に関係しているのは主として以下のものである。

- ・ 教育委員会 (Committee on Education: COE)
図書館継続教育に関して、全体的な方針を定め勧告を行う。
- ・ 人材育成・リクルート部 (Office of Human Resource Development and Recruitment: HRDR)
継続教育にかかわる ALA の多様な活動の統括と調整を行う。
- ・ 図書館継続教育ネットワークラウンドテーブル (Continuing Library Education Network and Exchange Round Table: CLENERT)
各図書館の研修担当者を中核とし、実践のなかで直面する図書館継続教育に関するあらゆる課題に取り組む。そして継続教育関係者間のネットワークの確立をめざし、会員同士の連携に必要な情報の提供、継続教育に関する情報の提供、資料の刊行などを行う。
同ラウンドテーブルと部会が実際の継続教育プログラムを実施している。公共図書館の継続教育は、公共図書館部会 (会員 9,500 名) が担当している。そのほかに、図書館コレクションとテクニカルサービス部会 (会員 5,000 名)、図書館情報技術部会 (会員 4,600 名)、図書館管理運営部会 (会員 4,800 名) 等があり、それぞれの分野に関する研修会やワークショップを実施している。

研修プログラムの事例

公共図書館部会

企画名	研修名	URL
公共図書館部会巡回ワークショップ(ボストン) 2003年5月13日	成果を出すための職員配置： 賢明な労働のためのガイド	http://www.ala.org/Content/NavigationMenu/PLA/Conferences,_Events_and_Online_Learning/Traveling_Workshops/Staffing_for_Results/Staffing_for_Results.htm
同上(ニューオリンズ) 2003年10月17日	成果のための新プラン	http://www.ala.org/Content/NavigationMenu/PLA/Conferences,_Events_and_Online_Learning/Traveling_Workshops/Planning_for_Results/Planning_for_Results.htm
e-Learning@PLA	成果を出すための方針作成	http://www.ala.org/ala/pla/plaevents/elearningpla/elearningpla.htm

図書館コレクションとテクニカルサービス部会

企画名	研修名	URL
保存ワークショップ(シカゴ) 2004年2月129日	電子化された情報源のメタデータ	http://www.ala.org/ala/alcts/alctscnted/alctscnted/events/workshops/preservationworkshops.htm
同上(シカゴ)	電子化イメージのためのプロジェクト管理	http://www.ala.org/ala/alcts/alctscnted/alctscnted/events/workshops/preservationworkshops.htm
ワークショップ(リッチモンド)	管理者アカデミー： 図書館員の管理の本質	http://www.ala.org/ala/alcts/alctscnted/alctscnted/events/workshops/supervisors.htm
同上(シカゴ) 2004年夏	コレクション管理の基礎	
同上(シカゴ) 2004年夏	地図コレクションの管理と目録化	
同上(シカゴ) 2004年9月	電子化情報の目録規則	
ウェブコース 2004年春	収集の基礎を学ぶウェブコース	http://www.ala.org/ala/alcts/alctscnted/alctscnted/events/webcourses/alctscnted/fundamentals.htm

図書館情報技術部会

企画名	研修名	URL
地域研修	図書館におけるオープンソース・ソフトウェア	http://www.ala.org/ala/lita/litaevents/litaregionalinst/litaregional.htm#oss
同上	図書館における無線ネットワーク	http://www.ala.org/ala/lita/litaevents/litaregionalinst/litaregional.htm#wireless
同上 2004年7月23日 インディペンデンス	プロキシ・ウェブサーバとデータ認証	http://www.ala.org/ala/lita/litaevents/litaregionalinst/litaregional.htm#proxy
同上	電子ブック：隆盛と凋落を経た現在の状況	http://www.ala.org/ala/lita/litaevents/litaregionalinst/litaregional.htm#ebooks
同上 2004年2月13日 ワシントンD.C.ほか3箇所	XMLと図書館	http://www.ala.org/ala/lita/litaevents/litaregionalinst/litaregional.htm#oss

図書館管理運営部会

企画名	研修名	URL
2004年地域研修 建築プロジェクト	図書館建築プロジェクトを運営する	http://www.ala.org/ala/lama/lamaprofdev/lamaregionalinst/lamaregionalinstlist/lamaregional.htm
同上 運営管理	協同、パートナーシップ、協力	http://www.ala.org/ala/lama/lamaprofdev/lamaregionalinst/lamaregionalinstlist/lamaregional.htm
同上 文化的多様性	文化的に多様なコミュニティを理解しコミュニケーションをはかる	http://www.ala.org/ala/lama/lamaprofdev/lamaregionalinst/lamaregionalinstlist/lamaregional.htm
同上 人事	21世紀のための職員問題：明日の図書館にむけた人事管理	http://www.ala.org/ala/lama/lamaprofdev/lamaregionalinst/lamaregionalinstlist/lamaregional.htm
同上 広報とマーケティング	イメージこそすべて：図書館のためのパートナーと資金を得る	http://www.ala.org/ala/lama/lamaprofdev/lamaregionalinst/lamaregionalinstlist/lamaregional.htm
同上 技術	電子化時代の図書館：将来に向けたビジョンと改革への道筋	http://www.ala.org/ala/lama/lamaprofdev/lamaregionalinst/lamaregionalinstlist/lamaregional.htm

上記調査の「おわりに」において、職員の継続研修に関して次のようにまとめられている。

- ・（研修の方法の傾向として）インターネット技術を用いた研修プログラムの開発、情報発信に力を置いている。これはすべての部会がウェブサイトを用いた研修を企画、実施していることから明らかである。既存のテキストをオンライン学習用に編集するなど、オンライン化は確実に進んでいる。これからは実際に場を設けた研修とヴァーチャルな空間での研修が、並行して行われていくことになる。
- ・また視点を変えてみると、ALAの継続教育は図書館専門職におけるキャリアアップという方針を打ち出している。職の流動性が高いアメリカにおいて、研修は日常業務の改善や向上を目指すだけでなく、専門職としてのキャリアを積み上げる機会としても把握されている。HRDRが提供する継続

教育にかかわる情報は、専門職としての図書館員が自らのキャリアを設計していくことを意図して設けられている。

アメリカにおいては、継続教育は社会環境や情報技術の変化など、最新の動向に対応するために必須のものであり、また利用者へのサービス提供、図書館組織の維持発展のために不可欠なものとして位置づけられている。

2. ボランティアの登録・活動の状況

(44) 公共図書館で活動しているボランティアについて

〈ボランティア〉

サンフランシスコ公共図書館では、すべてのボランティアが指導講習を受ける。そのなかで以下のようなことが説明される。

- ・ 図書館の使命、サービス、規則
- ・ 監督者は何を期待しているか
- ・ 担当する仕事の内容

ボランティアが仕事をするにつれて知識や熟練度が増す場合は、もっと進んだ仕事をしたいかどうかにも気を留めている。

ボランティアの勤務時間の記録やその職務評価は、職員同様に義務づけられている。そして、ボランティア・プログラムはよい図書館のイメージをつくるために貢献することになると考えられている。基本的には、ボランティアはあくまでも図書館を援助する存在であり、図書館員の代理ではない。

〈図書館友の会〉

図書館友の会の会員もボランティアとして働いている。

アメリカには、米国図書館友の会（Friends of Libraries U.S.A.: FOLUSA）がある。それは、全国的な組織であり、1979年に各公共図書館員を支えている友の会が結集したものである。図書館友の会の目的はアメリカ図書館協会と協同して、図書館サービスをサポートすることである。その図書館友の会の任務は、図書館を維持し強化しようとするなかで全国の地方の友の会を動かし、支援すること、そして、さまざまな事柄によって図書館サービスの認識と正しい評価を生み出すことである。その事柄とは、地方と州の支援をもたらすために図書館グループの友の会が発展するように力を貸すこと、友の会のネットワークを通じて、ガイダンス、教育、助言を提供すること、強固な図書館アドボカシープログラムの発展を推進すること、情報と専門的知識の情報センターとしての機能を果たすことなどである。1930年代のアメリカ恐慌の際も、困難な時代にも公共図書館を閉めずにサービスを続けるよう、友の会は市民クラブや市民協会を組織化し、図書館を援助した。

友の会は、それぞれの地域ニーズに応じてその目標を設定するため、個々の友の会組織構造や貢献は異なる。各州の図書館友の会については、以下のような組織もある（現在の活動が明らかでないものも含む）。

- | | |
|---|---|
| ・ Friends of Alabama Libraries | ・ Arizona Library Friends |
| ・ Colorado Library Association Trustees and Friends | ・ FRIENDS & FOUNDATIONS of California Libraries |
| ・ Division Friends of Libraries Arkansas | ・ Friends of Connecticut Libraries |
| ・ Friends of Delaware Libraries | ・ Federation of Friends of DCPL |
| ・ Friends & Trustees Interest Group | ・ Friends of the Library of Hawaii |
| ・ Friends of Illinois Libraries | ・ Friends of Indiana Libraries |
| ・ Iowa Library Friends | ・ Friends of Kansas Libraries |

- ・ Friends of Kentucky Libraries
- ・ Friends of Maine Libraries
- ・ Massachusetts Friends of Libraries
- ・ Minnesota Association of Library Friends
- ・ Missouri Trustees and Friends Council
- ・ New Jersey Friends of Libraries <解散>
- ・ Friends of North Carolina Public Libraries
- ・ Friends of Libraries in Oklahoma
- ・ Rhode Island Coalition of Library Advocates
- ・ Friends of Tennessee Libraries
- ・ Friends of Virginia Libraries
- ・ Friends of Wisconsin Libraries
- ・ Friends of Libraries of Louisiana
- ・ Citizens for Maryland Libraries
- ・ Friends of Michigan Libraries
- ・ Friends of Mississippi Libraries
- ・ Association of New Hampshire Library Friends
- ・ Empire Friends
- ・ Ohio Friends of the Library
- ・ Pennsylvania Citizens for Better Libraries
- ・ Friends of South Carolina Libraries
- ・ Friends of Libraries and Archives of Texas
- ・ Washington Library Friends, Foundations, and Trustees Association

〈サンフランシスコ公共図書館友の会〉

1961年に図書館で行なうプログラムや財政を援助し、図書館に対する公共援助を確立することを目標として設立された。この友の会の目標および方針は以下のとおりである。

- ・ 図書館のプログラム対し、市民運動を通して後援し、援助する。
- ・ 図書館の存在を地域の人々にアピールする。
- ・ 図書館への贈与、寄付等を奨励する。
- ・ 図書館の基本予算では賄えないもののうち、必要なものを財政的に供給するように働きかける。
- ・ 図書館と地域住民とのふれあいを高めるプログラムを企画する。
- ・ 図書館活動を広範囲にしていくことへの理解を求める企画を立案する。
- ・ 機能的な図書館建設への運動を展開する。
- ・ 地域文化を盛り込んだプログラムを後援する。
- ・ 地域のさまざまな公共的活動に参加する。
- ・ 図書館が、その地域の教育、すなわち識字教育、生涯学習等の援助をしていることへの理解を深める。
- ・ 理事長幹部会議を再編成し、月例定例会を躍進の場にする。また、より多くの友の会メンバーを募ること。
- ・ ますます拡大するサンフランシスコの、さまざまな人種グループのニーズに合うような資料を提供するよう努めること。
- ・ 友の会予算委員会は、図書館により多くの財源をもたらすような新しい方法を考えると同時に、予算増額ができるように市民と政府に働きかけること。
- ・ 法人、会社、専門家のメンバーを増やすこと。
- ・ サンフランシスコ公共図書館が、この町の文化的生活の中心となるよう、その価値を高めさせ、文化センター的イメージをもたせること。

友の会のメンバーは、月刊のニューズレター、本の販売の通知、講演シリーズの割引、特別行事への招待、文学会への招待といったサービスを受ける。会費にはランクがあり、10ドルから最高は **Literary Lion** の1,000ドルまでである。年間行事シリーズや市民から寄贈された本の販売などが財源となっている。年次講演シリーズでは、人気作家を招いたりしている。女優を招き、朗読をすることもある。友の会が後援し、実施した行事の例には以下のようなものがある。

- ・ 1993年に成人サービス部門が企画したプログラムに対し、6,000ドルの寄付。この資金は、講演会シリーズ、フィルムやスライドの上映、お祭、祝賀会、ワークショップ、展示会等に使われた。
- ・ 児童サービス部門が、本館と分館のために企画した子ども向けプログラムに対し、1993年には、1,200ドルの寄付。この資金は、読者プログラムをはじめ、フィルム上映、人形劇、ストーリーテリング、講習会、エッセイ・コンテスト、新会員の日、祝祭日特別企画等の運営にあてられる。
- ・ 1993-94年度に、図書館スタッフ教育費として1万ドルを寄付。

5. 図書館の設備、情報化等の整備状況

1. 各種施設・設備の設置状況

(45) 各種の施設・設備（閲覧室、書庫、児童室、対面朗読室など）の状況について

施設や設備については、例えば、テキサス州図書館とアーカイブズ委員会 (Texas State Library and Archives Commission) とテキサス州図書館協会 (Texas Library Association) では、ウェブ上で「公共図書館基準」を公開している。そのなかの施設の項目では以下のように記されている。

図書館の施設の基準は、職業倫理に関する声明とサービス目的に基づく。施設のプランを開発する際に考える主要なサービス要因は、収集規模、技術の活用、成人と児童向けプログラミング、座席、会議室スペースである。Appendix B で記載されているスペース割りあてのための構造上の方式は、規模とデザインを実際測定するために利用すべきである。加えて、次のリストは将来の施設プランを開発する、もしくは現在の施設を評価するなかで活用されるべきである。

- ・ 全米身体障害者法 (Americans with Disabilities Act: ADA) や身障者の利用を妨げる構造に関する法律 (Texas Architectural Barriers Act: TABA) を含む、連邦、州、地方の建築基準法にしたがう。
- ・ 非常時のマニュアルと災害対策を作る。
- ・ 安全で信頼できる環境を提供するために現在および将来的な施設を再検討する。
- ・ 建物と敷地の維持のための計画と年度予算をたてる。
- ・ 建築基準法や期待された利用法に基づいて、便利で適切な駐車場を用意する。
- ・ 通りからはっきりと目に見える図書館として施設を確認できる外観の表示をする。
- ・ アクセシビリティの国際的な象徴の表示を含む標示とグラフィックをよくデザインすることを特色とする。
- ・ 環境問題を扱うことによって、環境を壊さずに利用可能な建物に近づくために現在や将来的な図書館への変化を組み込む。例えば、節水、再利用できるものを利用する。
- ・ 現在や将来的な電気、データ、電話の接続のために適切な設備を用意する。
- ・ 図書館の所有物をまもるのに加えて、利用者と職員の利益のために温度と湿度をコントロールする。
- ・ すべての領域で適切な室内と室外の照明を用意する。
- ・ 安全で明るいエリアの中で防火する、開館時館外に図書を返却をする。
- ・ 利用者とスタッフのニーズのために適切な備品と設備を用意する。
- ・ サービス、オペレーション、保管の必要性に応じるための適切なスペースを設ける
- ・ 適切な防音を保つ。
- ・ 図書館の計画の一部であるなら、図書館のプログラムを作るため、コミュニティ・グループによって利用するための利用可能なミーティング・スペースを用意する。
- ・ 利用者、職員、運営している職員を含む、すべての利害関係者からの情報で設置し、デザインされ、最多数の利用者にアクセシビリティを提供される。
- ・ 5年ごとのスペースの必要性評価の再検討。

(46) スロープ、トイレなど、車椅子利用者用の設備の整備状況について

図書館の建築上の構造については、1990年7月に制定された全米身体障害者法 (Americans with Disabilities Act) の規定により、障害者の利用を考慮したものにならないとされている。例えば、図書館においては、出入口にスロープ設置、障害者が運転する自動車用駐車スペースの確保、車椅子が十分通れる程度の書架間隔の保持、机やカウンターテーブルの高さの改良、エレベーター、トイレの改善等が求められる。

2. コンピュータの設置・活用状況およびインターネットの活用

(47) コンピュータの設置状況（職員用・利用客用）について

データベース等を利用するサービスをしている公共図書館は、9,129 館のうち、90.3%である。

連邦政府独立行政機関である、博物館・図書館サービス振興機関（Institute of Museum and Library Services: IMLS）が行った 2002 年の調査によると、公共図書館の 99%でコンピュータ等の技術が利用されている。もっとも利用されているものは、インターネット、Eメール、Web-OPAC、デスクトップ・コンピュータであった。

一般的に、人口規模の大きい図書館においてより高い割合の利用がみられた。1 万人以下の小規模図書館では、Eメールおよびインターネットへのアクセスを目的とするものが 85%と高い一方、オンライン目録、ウェブサイトの提供面では、大規模図書館と比較すると遅れがある。

また、同調査において、コンピュータの設置・活用が事業運営に役立つ理由として、次のような意見があげられた。

より豊富な教育機会・経験の提供（61%）

利用者の増加（55%）

相互協力的な事業の展開（45%）

さらに、コンピュータの設置・活用の際に障害となるものについては「経費」（74%）、「職員の専門知識の不足」（54%）があげられた。

同調査において、すべての州立図書館（図書館行政担当部局）では、コンピュータ端末設置、インターネット・アクセス、Eメールの利用、ネットワーク・サーバーの設置率は 100%であった。また、ウェブサイトについても 97%が実施していた。

(48) インターネットの利用やセキュリティ保持の状況について

情報へのアクセシビリティを高めるために市民向けインターネットの講習会、パソコンに関する講習会が行なわれている。講習会がいつ行なわれるのかは、図書館の行事カレンダーなどで確認をすることができる。

なお、インターネットのアクセスおよびアクセス制限の状況については、以下のようになっている。

公共図書館におけるインターネット利用状況

インターネット の利用が可能	利用形態				図書館数
	職員のみ可能	利用者が利用可能		利用して いない	
		職員を通してのみ 利用できる	直接利用できる		
96.2%	1.3%	3.5%	91.4%	3.8%	9,129

全国的には、公共図書館の 96.2%でインターネットが利用できる状況となっている。91.4%の館で利用者が直接インターネットを利用することができる。しかし、利用者が直接利用できない図書館もまだ存在している。3.5%がスタッフを通さないと利用できず、1.3%は図書館のスタッフだけが利用可能である。

(49) 利用者のパソコン用の電源と情報端末の整備状況について

さまざまな公共図書館で、個人所有のノートパソコンでインターネットを接続することが可能となっている傾向がみられる。しかし、まだ個人所有のノートパソコンによる接続を許可していない図書館も存在する。そういった図書館では、図書館で用意したパソコンで接続をするように指導している。ニューヨーク公共図書館のように、ワイヤレスでのインターネット接続を行っている図書館もある。

公共利用が可能なインターネット端末の数は約 12 万 3,000 台である。人口 5,000 人につき 2.2 台の割合である。公共利用が可能なインターネット端末の平均は 7.5 台となっている。

インターネット端末数

公共利用が可能な端末数			職員だけが利用する端末数			端末数合計	図書館数
1館当り	人口5,000人当り		1館当り	人口5,000人当り			
122,798	7.5	2.2	106,152	6.1	0.8	228,950	9,129

(50) Web-OPAC やデータベースの利用とオンライン・レファレンスの実施について

ウェブサイトによる図書館の情報提供の代表例として、ペンシルベニア州の POWER Library が挙げられる。さまざまな電子資料を共有するために、州内の公共図書館が公的資金の投入によりオンライン化したものである。インターネットを通じてサービスを提供している。POWER Library は、ペンシルベニア州の公共図書館、学校図書館、州立図書館で利用することができる。そのうえ、自分の近くの公共図書館のウェブページを見ることで、自宅からも POWER Library の資源を利用することが可能である。利用には図書館利用カードの登録ナンバーが必要となる。

デジタルレファレンスサービスとは、主にインターネットを介したレファレンス質問のやりとりである。図書館と利用者をつなぐコンピュータ技術によってさまざまな形態が存在する。現在最も主流となっているのは、電子メール（あるいはウェブフォーム）とチャットによる質問のやりとりで、それぞれメールレファレンス、チャットレファレンスなどと呼ばれる。

地方自治体の公共図書館におけるオンライン・レファレンスの実施状況は、2000年に図書館員を対象に行った調査によると、公共図書館の71%が何らかの形でデジタルレファレンスサービスを実施している。メールレファレンスは、1990年代前半に始められ、現在では、大規模図書館において定着したとみられている。チャットレファレンスについては、ノースイースタン・オハイオ図書館協会地域図書館システムという公共図書館を中心とするコンソーシアムの提供するチャットレファレンスサービスについて行われた調査結果では、調査期間中の参加館14～17館で、システム内の利用は1日平均7.6人であり、現在のところあまり利用がさかんとはいえない。

ただし、このようなサービスに対する利用者の評価として「また利用したい」「(質問に対する)回答が得られた」「図書館員が役に立った」など、サービスに対して肯定的であったという結果が出ている。

またこのようなサービスを担当した図書館員の意見として、オンライン・レファレンスには、即答質問が最もふさわしく、調査質問は最も困難であるとの考えがあることがわかった。また、サービスの利点について、図書館閉館後にもサービスを提供できる点を最も評価している。サービスの障害になるものとしては、利用者が非現実的な期待をよせていること、ウェブ上の情報源には限界があること、情報の検索には時間がかかることが利用者に理解されていないことであるとの意見が出ている。

一方、州立図書館におけるオンライン・レファレンスの実施状況については、職員がレファレンス質問への受付、回答をする際、インターネットを利用していると回答した州は50州中47州である。その中で、利用していないと答えた州はデラウェア州、ハワイ州、メリーランド州であり、コロンビア特別区も利用していないと答えている。

＜参考文献・ウェブサイト＞

- Walter, V. A, “Children & Libraries: Getting It Right”, American Library Association, 2001
- Simora, Filomena, ed., “The Bowker Annual: Library and Book Trade Almanac”, R.R. Bowker, 2004
- Jaques Cattell Press, ed., “American Library Directory 2004-2005”, Vol.1, Information Today, Inc., 2004
- Gasaway, Laura N., and Wiant, Sarah N., “Library and Copyright: A Guide to Copyright Law in the 1990s”, Special Libraries Association, 1994
- Janes, Joseph, ‘Digital Reference: Reference Librarian’s Experience and Attitudes’, “Journal of the American Society for Information Science and Technology”, Vol.53, no.7, 2002, pp.549-566
- Wallace, Linda K., “Libraries, Mission, and Marketing: Writing Mission Statements That Work”, American Library Association, 2004
- 田辺裕監修, 『南北アメリカ (世界地理大百科事典 3)』, 朝倉書店, 1999
- 東京書籍編集部編, 『最新世界各国要覧』, 8 訂版, 東京書籍, 1995
- 古賀崇, 「アメリカの公共図書館におけるインターネット接続: その法制的基盤と実態」, 『情報基盤としての公共図書館の可能性』, 東京大学大学院教育学研究科図書館情報学研究室, 2000
- 自治体国際化協会, 『米国の図書館 (CLAIR REPORT NUMBER 101)』, 自治体国際化協会, 1995
- Wiegand, Wayne, 『「図書館の権利宣言」を論じる』, 川崎良孝, 薬師院はるみ訳, 京都大学図書館情報学研究会, 2000
- Weinstein, David, 『アメリカ著作権法』, 山本隆司訳, 商事法務研究会, 1990
- 本山雅弘, 『外国著作権法概説 アメリカ合衆国編』, 著作権情報センター, 2003
- レイデンソン, アレックス, 『アメリカ図書館法』, 山本順一訳, 日本図書館協会, 1998
- ウィルソン, 悦子, 『サンフランシスコ公共図書館 限りない挑戦』, 日本図書館協会, 1995
- 日本図書館学会研究委員会編, 『図書館ネットワークの現状と課題』, 日外アソシエーツ, 1991
- 森耕一, 伊藤昭治報告, 『アメリカ大都市の公共図書館』, 日本図書館協会, 1977
- National Center for Education Statistics, “Public Libraries in the United States: Fiscal Year 2001”, E.D.TABS, (online), available from <<http://nces.ed.gov/pubs2003/2003399.pdf>>, (accessed 2004/12/19)
- National Center for Education Statistics, “State Library Agencies Fiscal Year 2002”, E.D.TABS, (online), available from <<http://nces.ed.gov/pubs2004/2004304.pdf>>, (accessed 2004/12/19)
- American Library Association, “Public Libraries in the United States Statistical Trends, 1990-2001”, ALA, (online), available from <<http://www.ala.org/ala/ors/statsaboutlib/publiclibraries.htm>>, (accessed 2004/12/19)
- Institute of Museum and Library Services, “Status of Technology and Digitization in the Nation’s Museums and Libraries 2002 Report”, Institute of Museum and Library Services, (online), available from <<http://www.imls.gov/reports/techreports/2002Report.pdf>>, (accessed 2004/12/19)
- Institute of Museum and Library Services, “FY 2005 Appropriations Bill Increases Funding for Institute of Museum and Library Services”, Institute of Museum and Library Services, (online), available from <<http://www.imls.gov/scripts/text.cgi?/whatsnew/current/120904.htm>>, (accessed 2004-12-19).
- 川崎良孝ほか, 「図書館職員を対象とする研修の海外の状況調査」, 国立国会図書館, (オンライン), 入手先 <http://www.ndl.go.jp/jp/library/lis_research/lis_rr_03.pdf>, (参照 2004/12/19)
- 大島康作, 「図書館の民間委託—リバーサイドカウンティ公共図書館—」, 国立国会図書館, (オンライン), 入手先 <<http://www.ndl.go.jp/jp/library/current/no236/doc0004.htm>>, (参照 2004/12/19)
- 杉江典子, 「米国におけるデジタルレファレンスサービスの動向」, 国立国会図書館, (オンライン), 入手先 <<http://www.ndl.go.jp/jp/library/current/no281/doc0007.htm>>
- 国立国会図書館, カレントアウェアネス—E. (電子メール), (参照 2004/12/15).
- アメリカ図書館協会, (online), available from <<http://www.ala.org/>>
- 連邦議会図書館, (online), available from <<http://www.loc.gov/>>
- Friend of Library U.S.A., (online), available from <<http://www.folusa.com/>>

- Texas State Library and Archives Commission, (online), available from < <http://www.tsl.state.tx.us/>>
- Texas Library Association, (online), available from < <http://www.txla.org/>>
- Power Library, (online), available from < <http://www.powerlibrary.org/Interface/POWER.asp>>

(白石 磨美、川戸 理恵子)